

議会改革推進会議第6回会議

- 1 日 時 平成30年12月12日（金）午後3時開会
午後4時03分閉会
- 2 場 所 議事堂大会議室
- 3 出席者 委員長 山本 徹
委員 上田英俊、渡辺守人、宮本光明、武田慎一、
藤井裕久、菅沢裕明、澤谷 清、火爪弘子、
吉田 勉、杉本 正、笠井和広、海老克昌

山本委員長 ただいまから第6回議会改革推進会議を開会いたします。

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。

まず、議会改革に関する行動計画に基づく取り組みについて、前回の会議に引き続き御議論をいただきたいと思います。

本日は、前回の会議において、引き続き協議すべき事項とした2つの項目、議会広報のあり方について並びに常任委員会のインターネット中継について、それから議会中継のスマートフォンでの情報受信・閲覧についての3項目について議論いただきたいと思います。

その後、事務局が神奈川県議会のITを活用したペーパーレス化の取り組みを調査してきていただきましたので、その概要を報告させていただきます。

また、先日実施いたしました議会報告会の試行結果を報告いたしますので、皆様から御意見を頂戴し総括していききたいというふうに思っております。

それでは、継続協議となっております項目の1つ目、議会広報のあり方について議論をいただくため、前回会議の協議結果も含めまして、まずは事務局から説明させていただきます。お願いします。

事務局（大木課長） それでは説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。「議会広報のあり方について」というものでございます。

まず、1番目にありますとおり、前回第5回の会議での協議の結果、既存媒体をブラッシュアップ、それからホームページへの誘導などの工夫を検討するということ、それから、いわゆる議会だよりの発行・配布の試行についても検討すると。試行に当たっては、名称や紙面の対応など掘り下げて議論することとされました。

それで、2番目をごらんいただきたいのですけれども、御議論いただくため、他県が発行しておりますものを参考にしまして掲載内容のほうを例示してみました。

吹き出しにありますのは、これまでの御議論の中で出された課題であります。

まず1つ目は、定例会の全体概要ということで、定例会の概要説明、それから議決状況、請願の採択状況、意見書等議員提出議案などの内容。また次に、本会議・予算特別委員会の質疑概要として、各議員の質問・答弁の要約、こういったもの載せておられます。

さらに、特別委員会、常任委員会その他議会活動の活動報告として、県内の行政視察ですとか関係団体との意見交換会など。

最後、その他ということで、お知らせ事項などが考えられるというふうに思います。

それから、例えば仕様のほうですけれども、タブロイド版、県の広報紙はタブロイド版ですので、それからあと最も多かったのが、他県ではB4ということで、似たようなところでタブロイド版というふうにしてみました。

それから、カラー4色、それからページ数のほうですけれども、他県の発行状況なんかも踏まえまして、最も多いページ数の4ページというふうにしてみました。

それから、名称でありますけれども、県民にしっかりとお知らせ

する姿勢がイメージできるものにすべきではないかといった意見も出されておりました。

一応資料のほうの説明については以上です。

山本委員長 それでは、この議会広報紙につきましては、これまでも随分議論をしてまいりましたけれども、そろそろ方向性を決めてまいらなければいけないところに来ておるかというふうに思います。

そういうことを踏まえていただきまして、もう一度各会派から御意見を頂戴したいと思います。

それでは、自民党さんからお願いします。

渡辺委員 大体今ほど事務局のほうから発表があったような形で私はいいと思いますけど、ただ、何を広報紙に載せてやるかということはきちっとさらに精査をしていただきたい。そして、議会広報紙ですので、当然、新たにそういう編集委員会みたいなものも設置をしなければいけないのではないかなど、そんなふうに思っています。

以上です。

山本委員長 それでは、社民党・無所属議員会さん、お願いします。

菅沢委員 形式、様式は大体これでいいと思いますが、問題は中身です。議会というのは、その時々 of 県政課題をめぐる論議があるわけで、提案があって、論議があって、決定すなわち議決があるわけで、そういう意味では、それぞれの議会の論点とか、それに対する議員の見解、会派の見解、論議の展開があって、議決となるわけで、その過程をできるだけ客観性をもって、詳細には難しいかもしれないがしっかりと要点が整理されなければならない。これは大変な作業になると思っていますけど、そういう意味では、編集委員会は年に何回か開き、編集方針をしっかりとやっていくことが大事です。形はこれでよいと思います。時間があれば中身、そういうことを検討していくことが必要であると思います。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、日本共産党さん。

火爪委員 中身はこれでいいと思います。自民党からもお話がありました広報の編集委員会をつくるということを確認するということが大事なのと、だから、議論をずっとしてきましたけど、なかなか実行するということを決めていないことにやっぱりもどかしさがあるので、新年度幾つか行うということを確認できたらいいなと思っています。

1つは、自民党からもお話がありました編集委員会を次回内につくるということ。それから、来年度、実際に試行として発行するということを確認すると。それを、4回がいいのかということもありますけど、初年度なので、9月議会と2月議会とか2回発行して、4回行けるかどうか試行をするということ。そのために、3つ目には予算要求をするということ。その3つぐらいは確認ができたらいなと思っています。中身については、発行しながら、その都度その都度改善をしていけばいいので、第1回の発行を試行する前に慎重にいろいろ議論をしても仕方がない部分もあるので、出してみてもよくしていくということが大事だと思います。

山本委員長 公明党さん、お願いします。

吉田委員 やはり富山市議会でもありますように、議会報の編集委員会で出す前にしっかりと議論をして合意したものを出すのがよいと思います。大体の概要だとか、掲載内容に関しては、記載されているものでよいのではないかと思います。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、会派・至誠さん、お願いします。

杉本委員 議会広報のあり方ということなんですが、基本的には、それぞれの議員一人一人が今まで以上に議会の広報活動に力を入れていくべきだと思います。それで、ここにも書いてありますが、ケーブルテレビ放送の案内、これは前にも言ったことがあるんですが、今までは議員名も放送されないし、何時ごろ誰々議員が質問するということも載っていなかったです。最近はこれをケーブルテレビで

も出るようになりましたので、気になる人はそれを見て、ああ、杉本さん、何時と何時ごろから質問するねということを知ったという方も聞いておりますので、それは非常にいいことだと思います。

それと、今、議会だよりか議会報告かどうなるかわかりませんが、そのことについては、私があまり強く言うたら前に進みませんので、個人的な意見は差し控えたいと思います。

山本委員長 県民クラブさん、お願いします。

笠井委員 私は当初そもそもこの議会広報についてはあまり積極的な取り決めにすべきではないという意見だったんですが、この期に及んで、やはり発行するというにおさめるのであれば、やはり中身については大変だと思います。実際、議会広報編集委員会を立ち上げたとしても、事務局がたたき台をある程度つくっていかなくやならないという中で、議員一人一人の質問内容の確認等、かなりの時間を要するのではないかと思います。ですけど、いたずらにつくる側が制約を加えると、ただ広げてもなかなかわかりにくい、見づらいといいますか、文字ばかりだったり、いろんなことで弊害があるような気がするので、先ほど火爪委員も言われた中で、2回にとどめるという考えではなくて、やはりしっかり予算要求して、何年から議会ごとにも発刊するということを決めていただいた上で、そしてそういった編集をした上で、その中身についても今年度中に、初回については我々の意見として積み上げてそういうことを事務局とも打ち合わせすべきではないかなという思いがあります。

やはりどうせ出すからには、予算をかけるからには、広く県民の皆さんに見ていただくことが第一義的であると思いますので、その辺を十分検討する余地はまだあると思っております。

以上です。

山本委員長 無所属の会さん、お願いします。

海老委員 私は全体の概要はこれでいいと思いますので、あと細かいところで、広報紙のことに关しましては、編集委員会を立ち上げて、

話し合っていけばよいと思います。その後、ホームページとか SNS を使った発信の中で、ホームページに関しては既存媒体をブラッシュアップさせるということでもありますので、その中に検討する材料として持ち込んでいただきたいと思います。

また、先日 P T A の皆さんと意見交換したときも、各会派の取組状況であったり、向かうべき方向であったり、そういったことをお話ししたときに、ものすごく関心を持っていただいたと感じておりますし、意見でも上がってきていると思います。そうであれば、ホームページなどでも、活字じゃなくて、各会派の代表の方がこんなことを思ってますというようなことを時間を決めて思いを伝えるといったことも動画で、会派としての全体の取組状況をお話しするのも、逆に見ている方にとってわかりやすいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ可能であれば、検討材料として加えていただければというふうに思います。以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

それぞれ大変前向きな御意見をいただいたかなと思っております。杉本委員にはありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

形式や形についてはこれまで他県などのものを見て本日整理させていただいたものでおおむねよいのではないかという御意見だったかと思ひます。

また、自民党さんからは、何を広報するのかなど、しっかりと効果を検証してほしいということでございました。そのため、議会の広報編集委員会を設けてはどうかということでございましたが、それにつきまして、皆さん方からそれぞれ御意見をいただいて、社民党・無所属議員会さんからも、日本共産党さんからも、公明党さんからも、それでいいのではないかという御意見であったかというふうに思ひております。

また、無所属の会さんからは、ホームページなどとしつかりすみ

分けをしてということだと思っていますし、ホームページのほうでも動画を使ってはどうかというお話でございました。

いろんな御意見いただきましたが、大幅、とにかく出す方向で進めてみてはどうかということだったかというふうに思っています。

きょうある程度の方向性をつけてまいりたいというふうに思っておりますので、私のところで山本私案を考えてまいりましたので、ちょっと皆さんに見ていただいて、どうかということを見せていただきたいと思いますが、よろしく願います。

それでは、どうしましょう、私のほうから行きましょうかね。

今ほど言ったこととほぼ同じことなのですけれども、そこに書いてあるとおりでございます。

火爪さんからも提案がございましたけれども、検討会議として来年度に向けて幾つか確認をしておきたいと思えます。

1つは、構成等につきましては、そこにあくまで試案でございますけれども、これについてもいろいろと御意見があろうかと思いますが、来年度以降、議会広報紙を、年に1回か2回かはわかりませんが、とにかく出すということで、編集委員会を設けてその場で議論をしていくと。あわせて、少なくとも1回は出せるように予算要求をしておくというようなことで決めさせていただければどうかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

聞くのもどうかと思いますが、御意見があればお聞きしたいと思います。

渡辺委員 まず、1回出していただいて、また御意見をいただければいいのではないかなと私は思います。

菅沢委員 1回、とりあえず2回かな。これだけ、県議会が県民から注目され、案件の多い、課題の多い、かんかんがくがくの議論もある県議会が最初から1回と決めて広報を出すというのはいかがか、定例会は4回あるし、予算の問題もあるから、回数を含めて、しっかり議論するべきだと思います。

山本委員長 私のほうで1回と言ってごめんなさい。1回は出せばどうかという意味でそういうふうに申し上げたんですが、すみません。4回出せば4回出せるようにすればいいという御意見もあったし、笠井委員からは、どう言ったらいいか、人的な負担がどのくらいあるのかもよくわからない中ですので、なかなか回数まで決めたことは言われませんが、その辺はちょっと慎重にするとしても、しっかりと試行をすることも含めて、できれば県民によくわかっていただくためにたくさん出そうねということもあわせて確認事項にさせていただくというのでどうでございますでしょうか。

火爪委員 委員長が言われた中身はもう十分含まれていると思うんですけど、この文章には発行するって明確に書いていないので、ぜひ表現をしたらいいのではないかなと思います。

委員で構成する広報編集委員会を来年度、議長のもとに設置し、広報紙を試行発行すると切っていただいて、発行するんだということも決めたということが大事だと思うので、それが試行であってもいいわけですが、試行発行するという日本語があり得るのかわからない、試行と発行が2つつながった四字熟語があるのかどうかわかりませんが、試行的に発行するとか、日本語が大事なので、発行すると一旦切っていただいて、内容、あり方については編集委員会を中心に今後検討することとしというふうにしていただいたほうが気持ちがいいのではないのでしょうか。

山本委員長 火爪委員に整理いただきました。そのように明確に試行発行するということにさせていただいてもよろしゅうございますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

そうすれば、あとは手順的な話だと思いますので、これを検討会議の決めさせていただいた事項として議長のほうへ報告して、あとは必要な手続を踏んでいくということになるかと思いますので、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。これで広報のあり方については1つ前進になったのかなと思ひます。

続きまして、継続協議となっておりました常任委員会のインターネット中継・録画配信について、これも御議論いただきたいと思ひますが、前回会議の協議結果も含めまして、事務局からもう一度御説明をいただきたいと思ひます。お願ひします。

事務局（大木課長） 資料2をごらんください。「常任委員会のインターネット中継・録画配信について」であります。

1番目、第5回会議での協議結果のところですが、前回の会議での協議の結果、委員会の運営ルールの内容を議論しながら検討と。また、機器設置等初期費用を精査、経費削減のための方策を検討するとされました。

なお、口頭で恐縮ですが、機器設置等初期費用につきましては、前回の会議におきまして、1年目約600万円。その内訳として、映像配信サービスで195万円程度、それから初期設定等の経費として69万円程度、カメラ設置工事経費ということで336万円程度という金額を提示させていただきました。

それで、その後、私どものほうで少し勉強をしてみましたところ、カメラの設置工事のうち機材については30万円程度節約できそうということでありましたので、もし導入したということになりますと、1年目の支出見込み額は約570万円ぐらいと見積もっております。

それからまた、2番目のほうをごらんください。委員会の運営についてでありますけれども、現状では、正副委員長会議におきまして記載のとおり申し合わせております。具体的には、例えば発言時間については、委員長において委員相互間の均衡を図る。また、出席者においては簡潔な質疑・質問及び説明・答弁に努めるなど、円滑な委員会運営に協力するものとするなどとされております。

なお、ケーブルテレビあるいはインターネット中継を実施してい

る本会議あるいは予算特別委員会につきましては、その参考の欄にあります本会議、予算特別委員会における発言の取り決めのとおり具体的に定められているところでございます。

それで、(2)でありますけれども、ルール化に当たっての課題といたしましては、視聴に耐えられるよう、本会議や予算特別委員会の取り決めとの整合を図りながら、議論・時間の制約など一定のルールを設ける必要があるのではなかろうかということ。

それから、議員にとって有益な情報と県民にとってのそれとは異なると思われるところもありますので、特に報告事項については整理する必要があるのではなかろうかということ。

それから、委員会に出席いたします執行部との調整も必要であろうかということなどが考えられそうでありました。

それで、設定すべきものとしては、例えば議論の内容を充実いたしまして、主張している者に対してわかりやすくするためにも、例えば質問の範囲と通告、通告のタイミング、やり方を定める必要があるのではなかろうかということ。また、発言時間ですとか、あるいはその回数の制限なども考えられるのではなかろうかということで少し例示をしてみました。

説明については以上であります。

山本委員長 ありがとうございます。

前回の会議では、ルールがまず大事ではないかという議論もございましたし、いや、そうではなくて、インターネット中継をやって、それが県民の目に触れることによってどんどんルール化されていくんだろうという御意見もありましたし、また、執行部の報告についてもいろいろ議論があったところでございます。

次回の会議までにそれぞれお考えをまとめいただいて、次回の会議でお話をお聞かせいただきたいというふうに申し上げておったと思いますが、そういうことを踏まえて、各会派から御意見を頂戴したいと思います。

自民党さん、お願いします。

渡辺委員 私もいろいろ説明があったとおり、本会議、予算特別委員会、いずれもケーブルテレビやインターネットで配信していますけれども、やはり一定のルールはしっかりと決めておかれたほうがいいんじゃないかと、こんなふうに思っています。

ただ、常任委員会ですと、報告事項とかそういうものがただただ多い場合もありますので、その辺、我々が知りたい情報、県民が知りたい情報、違う場合も結構あるものですから、その辺もしっかりと精査をして常任委員会に執行部のほうも臨んでいただきたいと思っております。

あと、大方は大体こういう形でやっていければいいのではないかというふうに思います。

山本委員長 社民党・無所属議員会さん、お願いします。

菅沢委員 常任委員会のインターネット中継には、基本的に賛成です。前進を見たと思います。ただ、この実施に当たって、課題のところに整理していること、これは相当論議して詰めておかないといけないと思います。やはり公共に放送していく、広く配信していくわけですから、やっぱりルールが必要だということは確かにありますが、ルール化という過程で、議員の発言の機会や、回数、時間が規制されていくとなりますと、それは違うのだらうと思います。したがって、やっていく中でそれを改善していくという、これもなかなか妙案だなと思っておりますけれども、それだけでいいのかなとちょっと疑問を持ったりして、私は現状、平日の半日2時間でしょう。委員会の中で報告が30分、場合によっては1時間、全く議論をする時間がなくなる。そして、例えば委員が8人で2時間で割ったら一人15分、発言時間が短くなりすぎて論議の展開ができない。そうすると最後の方になると長いからやめろとか、もういいかげんに閉めろというような形でやじり合うとか、そういう無様な、これもインターネットの配信で県民に見てもらえばいいんじゃないかなと思ったり

していますが、いずれにしても、例えば時間なんか午後3時間ぐら
いかけるようにするとか、そうすれば8人の委員で30分ぐらいつ
やって論議できるようにするなど、今の現状を大きく変えないよう
にして、時間の持ち方、開催のやり方を工夫する、インターネット
中継・配信はたいへん良いと思います。ですから、その委員会時間
の持ち方については、やっていく中で決めてルール化をしていくと
いうのが当面は良いのかと思うわけであります。ただ、時間は私は
今のような2時間では全く無理だと思います。

上田委員 今ほど菅沢委員の話聞いていてなるほどなと思うことも
ありました。過去の慣例というか、特に常任委員会、特別委員会等
に関しては、委員長の裁量というものが大変大きいのではなかろう
かというふうに思っています。もちろん常任委員会、いわゆる場
ありますので、何らかの一定のルールといったものが必要だと思
いますけれども、この書かれている(2)の課題の「視聴に耐えられ
るよう」とか「議論・時間の制約」という表現は私は適さないの
ではなかろうかと。特に議員というのはやはり質問するのが仕事だと
私は思っておりますので、主張してもらうために質問するわけでは
ないので、この表現だと主張してもらうために質問するようなニュ
アンスになって伝わってきますし、あくまでルールは必要だと思う。
しかし、それは制約という表現ではなくて、お互い委員が6名なら
6名いたら、お互いの紳士協定的な考え方もってお互いの立場を
尊重するということが大事なのではないかなと。

私はかつて厚生環境の委員長をやらせていただきました。火爪さ
ん、そのとき委員だったと思いますし、常任委員会はもちろん正副
委員長会議によって原則1回やるということになっておると思いま
すし、その原則1回は多分県内視察とかいろんな視察に充てられて
いると思いますけれども、ということ考えた場合に、今日までの
流れを考えた場合に、年4回定例会の中で、せいぜいやっていたと
しても、たかだか年8回なんですよ。ですから、火爪委員も記憶さ

れていると思いますけれども、私が委員長だったときに、エンドレスでやりましょうよということを私は言ったと思います。ただ、実際エンドレスにはもちろんなりませんでしたが、そういうことによって、お互いのそれぞれの立場を尊重するということがありますし、ただやはり、今はないとは思いますが、特定の方が時間を独占するということは私はないと思いますし、もしかしたらあるのかもしれませんが、少なくとも質問をするのが私は議員の仕事だと思っていますので、一定のルールは必要だと思います。ただそれは、制約という表現じゃなくて、あくまでお互い委員間がお互いの立場を尊重するという紳士協定的な考え方が大切なのではないかというふうに思いますので、年に8回ですよ、やったって。特に菅沢先生は2時間とおっしゃられましたけれども、2時間って誰も決めているわけでもないと思いますし、そのあたりは委員長さんの裁量でやればいい話だと思います。その委員会でまた議論すべき問題だと思うし、やはり主張してもらうために常任委員会で質問するわけではないと思いますので、そのあたりの根本的な議会人としてのあり方に適するような表現の仕方をするべきではなかろうかと。一定のルールはもちろん必要だと思いますので、こうした全ての会派の方々が出席して、お互いルールは必要だよねということで、多分今もそういったルールというものは守られていると思いますけれども、どなたか一人だけが圧倒的に時間を使うということはないと思います。もしかしたらあるかもしれませんが。それはこの場で確認することで、お互い共通認識して、だらだらとやらない、端的にやるということで済む話なのではなかろうか。基本的には、インターネットでの中継をやるということには賛成ですし、ただ、あくまでも委員の質問回数とかそういったのは、制限をかけるという考え方ではなくて、ルールは必要だけれども、やはりそれはお互い紳士協定としてやるべきではなかろうかというのが私の意見です。

澤谷委員 委員長、よろしいでしょうか。

山本委員長 はい、澤谷委員。

澤谷委員 私ね、常任委員会は大体お昼まで2時間程度、そういう中で質問していくということになると、何名の方がこうやっておっしゃるから、結局お昼頃までに終わるように、自分の持ち時間を計算してしまうんですね。どうしても早口になったり、質問が足りなくなったり、そういうことがあるんですよ。だから、なるべく質問しないようにしたんですね、今まで。はっきり言って。だから私、時間配分に関して大きな予算をつくりながら、2時間で当局説明もあって果たしていいのかなと思うことがやっぱり多々あったということが1つと、やっぱり1時間でも時間が取られるんですよ、御存じのように。私、いつも見ているから。ありゃ、また1時間たった。それでも先輩議員でもあるし、それはやっぱり議会で丁寧な審査というか、しっかりただすということもあるから、そのときの常任委員会の中で、その都度改める、決めていくということであればやぶさかではないんですが、2時間では到底議論が尽くせんのではないかな。

私個人の意見であります。そういうふう感じております。

山本委員長 ありがとうございます。

では、日本共産党さん。

火爪委員 私、上田委員の発言に大賛成です。それで、議会だよりのときも申し上げましたけど、まず新年度やってみる、試行してみるということが大事なのではないかなと思っています。

それで、山本委員長に提案していたのは、お金をかけないで試行してみると。この部屋だけインターネット中継に対応できるので、本会議中の常任委員会が可能かどうかは別ですけど、まず閉会中の議会前の常任委員会のように、5つの常任委員会が順番にこの部屋を使ってインターネット中継をやってみると。その上でもう一度議論をする、踏み出すということをぜひ要望したいと思っています。これが1つですね。

それで、心配するのは、ルールもつくってからということになると、いつまでもルールができないで、いつまでも実行に移せないというのがまずいかなと。できるところからやってみるということだと思います。

それで、私はルールづくりというのは最低必要だと思いますが、菅沢委員が言われたように、常任委員会の質問を理由に制約するようにはしないほうがいいのではないかなと思っています。

予算特別委員会に準じたような決め決めの時間配分だったり、事前通告制だったり、そういうふうにしなないほうがいいと思います。やっぱりあくまでも常任委員会の中で話し合って、当局の説明は30分程度にしようとか、委員のルールは、この制度をお互いに協力し合おうとかということに進んでいけばいいのではないかなと思います。

ケーブルテレビの放映時間も、例えば常任委員会、開会をして中継を始めて、30分したら打ち切るとかというふうに、例えばですよ。だって、野球中継だって国会中継だってそういう形にしているわけで、やってみることに支障があるようだったら、そういうほうのルールはあってもいいのではないかなと思っています。

ですので、これも新年度、試行すると、やってみると。それで、その状況を見て、ほかの部屋にもどうつけるかということを決めても遅くはないんじゃないかなと思います。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

ちょっと確認しておきますけども、一応今回はインターネットによる中継、ケーブルテレビは今のところ、そこまでは入っていないという言い方はおかしいですけど、すみません。

それでは、公明党さん、お願いします。

吉田委員 常任委員会というのは、予算特別委員会や本会議と違って、自由闊達な雰囲気もあり、報告を聞いてから、そのときに感じたこ

とや、所感を述べることもあつたり、そういう雰囲気を残しつつ、そうした常任委員会の良いところを十分に生かしきれぬインターネット中継のルールをつくっていくべきではないかと思ひます。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

会派・至誠さん、お願いします。

杉本委員 常任委員会の委員の発言については、新聞でも詳しく載っています。けれど、話がちょっと違ひますが、先日、富山県PTA連合会との意見交換会、後で協議する予定ですが、それに出たときのことです。その後懇親会をしたんですが、皆さんと話しすると、議員の生の声を聞けて、身近に感じた、参考になった、興味深かったと、そういう声を何人かの方から聞きました。ですから、このインターネット中継というのは、新聞の記事と違って、よりもっと身近に生の声で聞くわけでありまして、非常に私はいいことだと思ひます。具体的にいろいろな問題点がありますので、皆さん言われるように、ある程度一定のルールを設ける必要はあると思ひます。特に質問がだらだらとくどくどと時間をあまりとり過ぎることについてはやっぱり反省して、質問する前からしっかり整理して、時間をできるだけ有効に使うというようなやり方をそれぞれの人が気を付ける必要があろうかと思ひます。

あと、話の中で時間を何分にするかということはまたお任せしますが、一定のルールを設ける必要はあると思ひます。

山本委員長 県民クラブさん、お願いします。

笠井委員 当初から常任委員会のインターネット中継について、積極的に導入してほしいという意見でありましたので、やる方向性については異論は全くございません。ただし、先ほど上田委員も言われたとおり、発言の制限をかけたりにすることは、どうなのかなと、やはり今までやってきた常任委員会の仕組みをなるべく踏襲しながらやるのが、この質問に関してはいいかと思ひました。いたずらにこ

ここにルールを明確化する必要はないと思います。

ただし、当局の説明、報告事項、これは私、一番長かったのは経営企画委員会で、1時間を超えるご報告があったというときに、視聴者がそれに耐えられるかということ。もちろんインターネット中継ですから、これは録画配信になると思うので、飛ばすことは可能なんです、果たしてそれを全部載せていいものかということが問題になるのではないかなと思います。

当局も詳しく説明しなきゃならない、予算議会のときなんかはより丁寧にされますけれども、もうちょっと簡素化できることはしていただくということも含めながら、これも協議の内容に組み入れるべきではないかと思います。

それと、この部屋だけが今耐えられるというふうに言いましたけれども、やはり同日開催とか、日をずらしてでも近いところでやっている議会前、会期前の委員会については、できるかわかりませんが、来年度予算要求しなきゃならないということになれば、やっぱり一括で5つの常任委員会が耐えられる環境づくりを整備するのが先決かなという思いがしております。

以上であります。

山本委員長 ありがとうございます。

無所属の会さん、お願いします。

海老委員 私も常任委員会のインターネットの録画配信については、賛成です。皆さんおっしゃられたとおり、一定のルールについては必要だと思いますが、質問の回数であったり、発言の時間制限までは必要ないと思います。課題にありますけれども、視聴に耐えられるようにとありますけれども、実際に見に来られる方というのは、見たいと思って来られる方が見に来られていると思いますし、やはり関心を持っていただいたから見に来られるので、それに対して、色んな捉え方があると思いますけど、それに耐えられないということはないんじゃないかなというふうに私は思っています。ですので、

一定のルールをつくって始めて、進めていく中で、意見を出し合いながら、よいものを作りあげていけばよいと思います。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

この際、ほかにこの件についておっしゃりたいことはありますか。

大筋同じ方向に向けているのではないかというふうに思います。細かい、一緒もありますし、ルール化は一定程度のものは必要ということでは大体同じ認識だと思いますが、あと、そうはいったって、委員会の議論のあり方も含めてもう少し議論も必要というお声もあったように思います。

それで、私としましては、常任委員会のインターネット中継、録画の配信についてですけれども、まずは来年度、議会改革推進会議で常任委員会でインターネット録画中継に向けまして、一定のルール化をある程度申し合わせのものをつくってみると。そして、火爪さんからも御提案がありました、この大会議室でやる委員会では試行することができますので、一度撮ったものを皆さんで見ていただいて、それで改めて議論を深めて、来年度インターネット中継を試行するという方向で行ってみたいというふうに思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 そういうふうにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きましては、議会中継のスマートフォンでの情報受信並びに閲覧について議論いただきますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大木議事課長） お手元の資料3をごらんください。「議会中継のスマートフォンでの情報受信・閲覧について」であります。

本会議、予算特別委員会、それから決算特別委員会の総括質疑については、現在、パソコンで閲覧できる生中継と録画中継を行って

いますけれども、近年、スマートフォンやタブレットPCなどが普及しまして、ホームページの閲覧もスマホ等が主流になっていると思われま

す。そうしたことも踏まえまして、スマホ等でも、1の見直しの概要にありますとおり、現状のウインドウズのメディア・プレイヤーというソフトがあるんですが、それを利用して映像を配信するサーバーを今借り上げて配信しておりますけれども、こちらのほうから右側の見直し後をごらんください。インターネット議会映像配信サービスを今提供している事業者のクラウドを利用することに変更いたしますと、スマートフォンなどでも議会中継を視聴できるようになりますので、現在、そういった形で対応できるように予算を要求しております。

スケジュールでありますけれども、2番にありますとおり、11月ぐらいまでプログラムの変更ですとかシステム間、いろいろデータをやりとりしたりしてありますので、そのシステム間の連携などのテストを実施いたしまして、11月の定例会から視聴できるようにしたいと思っております。

要求額のほうはその記載のとおりであります。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたものでありますけれども、スマートフォンでの情報閲覧については、このスケジュールのとおり、あるいはこの考え方のとおり進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日協議いただきたい事項については大体来たわけでございますけれども、最初申し上げましたとおり、ITを活用したペーパーレ

ス化の取り組みについて調査をしていただきましたので報告をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局（大木課長） 資料4をごらんください。神奈川県議会におけます取り組みについて調査をしてまいりましたので、御報告いたします。

神奈川県の取り組みの導入の経緯でありますけれども、1番目にありますとおり、平成25年の9月、県議会のICTの検討を決定されまして、平成27年の10月には平成28年度の取り組みとして、タブレットの導入、無線LANの設置、クラウド化型情報システムの整備を決定されました。

28年には、平成28年度3回定例会の2回目の提案理由説明日から、これは具体的には、本県で言いますと11月定例会に相当する11月28日から試行されまして、平成29年の5月に本格実施を決定されております。

整備の概要であります。

記載のとおり、まずタブレット端末ですとか、クラウド型のファイル管理システムの使用料、それから議会LANのネットワークの整備、こちらのほうはセキュリティー対策などの必要性もあるということで、ファイアウォールなどの整備もされております。

おおむね、これは1年当たり約5,000万円程度経費がかかっておると。議員の数が違いますので単純に比較はできないと思いますけれども、そういったことであります。

それから、初期投資といたしまして、その下のほうをちょっとごらんいただきたいですけれども、無線LANのネットワーク工事ですとか、それから導入経費ということで、研修を行ったりされまして、こちらのほうは4,000万円程度必要だったというふうに伺いました。

次ページをごらんください。

クラウドサーバーとタブレット端末の使用のイメージはそういつ

たような形で、タブレットを使いまして、インターネット接続して、議会のクラウドのほうにつながると。そのクラウドの中に、本会議の関係資料ですとか委員会の関係資料などが入っておりますので、それを見に行くということでありました。

それから、4番目、タブレット端末の使用範囲でありますけれども、こちらのほうは議会運営委員会で決定されておまして、持ち込み可能な会議は本会議、議会運営委員会、常任委員会など、そういった会議の場、それから使用できる機能につきましては、審議等に関する情報を収集、閲覧するなどの機能、それから審議の内容等を一時的に記録するためのワープロ機能などでありました。

なお、会議を録音、録画または撮影することは禁止とされておりました。

それから、5番目のペーパーレス化の対象であります。議案、委員会資料、委員会報告資料、議場配付資料等の会議資料、議会への報告、通知など。ちなみに、※印の1つ目にありますとおり、議案、追加提出議案につきましては、議員全員分を紙媒体でも配付されているということでありました。

それから、法令等に基づく諸報告、経営状況報告などのようなものです。

それから、通知のうち、議会日程で予定されているもの、質問項目など、こういったものが見られるようになっているということ。

それで、効果と課題のほうでありますけれども、効果の1つとしては、ペーパーレス化を目指しておられるというところもありましたので、紙資料の削減、タブレットの導入前に比べると50%程度までは削減できましたということでありました。

あと、事務の負担の軽減と。差しかえだとか、あるいは配付といったような事務が減ったというふうに聞いております。

それから、課題のほうでありますけれども、一番下のところの「・」にありますとおり、議会ICTの成果、成果の検証、それから今後

の活用、こういったものにつきまは現在、神奈川県のほうが整理をされておる最中でありましたけれども、現時点で言われていたのは、端末の安定的な運用、借りているタブレットの端末の画面が固まるだとか、あるいはそういったこともありまして、現在、執行部がICTの環境を見直しておられまして、来年の4月からモバイルのPCに変えるということでありました。

それから、タブレット端末の利用促進ということで、議事堂内ではよく使われているんですけども、例えば県外の視察ですとか、あるいはふだんの議員活動、こういったところでも使用できるというふうにされているんですが、なかなかそちらのほうの使用は低調だということでありまして、その利用促進などがあるというふうにされておりました。

ただ、議会ICTの成果等については現在整理中ということでありましたので、引き続き調査のほうをやっていきたいと思っております。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。丁寧に説明していただきました。

今のところ、神奈川県以外では、沖縄県と広島県での取り組みがあるようでございますし、今ほどのお話で言いますと、神奈川県は効果の検証をされておるということでもございます。

また、今のところ、調べてくると非常に高額であるなというふうには私、率直に感じましたし、このITを活用したペーパーレス化の取り組みについては、来年度以降も引き続き検討の課題とさせていただくということで整理したいと思っておりますが、なかなか思い切り前へ進めなくて僕もちょっとあれなんですけど、今の段階ではそうかなと思っておりますが、そのように整理させていただいてよろしゅうございますですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大分時間が長くなっておりますが、もう少し行きたいと思えます。

それでは、先月30日、一般質問の後に実施させていただきました議会報告会——試行させていただきました——と県PTA連合会との意見交換につままして事務局から報告をお願いいたしたいと思えます。

事務局（大木課長） 資料5をごらんください。

議会報告会、それから意見交換会につまましては、1にありますとおり、16時30分から17時間15分、議会報告会のほうを試行させていただきました。それから、17時15分から18時15分、こちらのほうで意見交換会をさせていただきます。

4番をごらんください。議会報告会では、議長からまず県政報告を行っていただきました後、各会派から議会における取り組みなどの活動につままして報告をいただきました。

また、意見交換会につまましては、子供たちの健やかな成長を支える環境づくりというものをテーマにしまして、いじめですとか不登校対策、こういったものにつままして活発に意見を交わしていただきました。

以上であります。

山本委員長 ありがとうございます。

議会報告会という大きな課題を試行するという形になりました。今のところ、事務局のほうでは県PTA連合会に参加していただいた皆さんに御意見などがないかということで照会をしていただいておりますので、それを改めて見て、また皆さんと議論をしなくちゃいけないというふうに思えますが、率直に、やってみられて感想などがあれば、感想や方向性、こうしたらどうかという御意見などあれば承りたいと思えます。各会派から聞くというよりは、率直に皆さんから御意見をいただきたいのですが。

笠井委員 試行してみて思ったんですが、PTAの皆さん、顔見知りの方もいらっしゃるというときに、成果としてはよかったのではないかなと思います。お金もそんなにかかっていないようでありまして、内容的にもよかったということで大変評価もいいと思います。

ただし、議員の発言について時間超過が余りにもひどかった。3分と決められているのに倍以上の6分以上しゃべった人もいれば、私はタイマーを使って3分ぎりぎりで行わせたんですが、あらかじめ整理すべきという問題が提起されておきながら、時間を守れなかった議員の資質に問題があったと思います。

山本委員長 厳しい御意見をいただきました。

ほかにございますか。

藤井委員 試行としては、笠井委員同様、良かったと思います。ただやっぱり、今の話の裏返しになるかもしれないんですけど、なかなか報告会にしては時間が短かったかなということが試行してみて分かりましたので、お互いの意見交換の時間も含めて、もうちょっとゆったりとした時間の割り付けをすれば良かったのではないかな、そういうふうに思いました。議会に足を運んでいただくというのは、皆さんお仕事を持ちながらなので、こういう機会でもない中々来れないというというような感想もありましたので、お迎えするだけでなく、こちらが出向くことがあってもよいのではないかな、いろんな団体の方に議会に足を運んでいただいて、このような機会を設けてはどうかという皆さん方の意見がありました。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

火爪委員 できれば事前の打ち合わせがもうちょっと、事前に顔合わせの打ち合わせをするかどうかは別として、事前の申し合わせの決定にもう少し努力が必要だったのではないかなと思います。

あそこは言ってみたら出たところ勝負の議員さんたちも何人もおられまして、せっかく聞いていただくんだから、一人一人の議員がち

ゃんと時間もおさまるような準備ができる心構えが必要だったので
はなかったのかなと思っています。

時間については私も同じことを感じました。政策討論委員会のと
きの、そこにランプがありますよね。1分前になったら黄色になっ
たり青になったりいろいろしたわけで、そこでストップさせるかど
うかは別として、そういう一定のもの、装置もあればもっとよかつ
たのではないかなと思っています。

もう1つは、今回高野議長にさせていただいた基調報告といいます
か主報告ですね。その内容についても吟味が必要で、もう少しきち
んと時間を割いて、まとまった報告ができるような設定でもよかつ
たのではないかなと思います。何か各会派の報告と主報告の違いが
わからないようなレベルになってしまっていたので、議会の途中だ
ったこともありまして、前の9月議会のこともちらっと触れて、11
月の中身もちらっと触れていただいて、ちょっと中途半端な報告に
なってわかりづらかったかなと思ひまして、あれがもうちょっとぼ
ちりしていれば、各会派の発言も統一できたのかもしれないなど
思ひました。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

武田委員 時間を守らない犯人の武田慎一です。やっぱりこれはどん
どんやるべきだと思うし、これまでに、改めてというよりも、高校
生との交換会も過去やってきているんですね。だから、非常に高校
生の感想、そのとき良かったということがあって、ぜひ時間をもつ
と取ってやるべきだというふうに思ひます。

山本委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 それでは、貴重な御意見をいただきましたので、県P連
に意見照会しておりますので、それも含めて次回もう一度議論させ
ていただきたいと思ひます。

それでは、最後になりますけれども、危機管理対応につきましてこれまで議論いただいたところがございますけれども、資料6番としまして、「大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方についての基本的な考え方」ということで、少し山本私案的に整理させていただきました。

具体的にどのように今後進めていくのかということもあろうかと思えますし、当初の御意見では、災害マニュアルや行動計画の策定が必要ではないかという御意見があったところがございますけれども、しかし、やはり災害が大変多かった1年でもございますので、県議会としては、少なくともこのくらいは検討委員会の今年度の成果として申し合わせといいますか確認事項とさせていただければいいのではないかと思います。

これで本当にいいのかどうか次回まで御検討をいただいて、次回結論を出していきたいと思えます。

これで終わっていくわけですが、次回、次回と言っておりますが、次回で本当に最後になるのではないかなというふうに思っておりますので、積み残しになったことなど、また皆さん方に御相談させていただくこともあろうかと思えますので、そのときには相談に乗っていただければありがたいかと思えます。

以上で、予定しておりました議事が終わりましたけれども、御意見等、ほかにこの際ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

山本委員長　それでは、これをもちまして、第6回議会改革推進会議を閉会させていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。